

廃掃法施行規則の改正等

●令和元年 11 月 8 日 施行

・環境省令 14 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令が施行されました。

参考：

JWセンターホームページ_書籍 <https://www.jwnet.or.jp/info/publish/index.html>

●令和元年 12 月 20 日 施行

・環境省令第 19 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 15 条の 2 第 1 項及び第 15 条の 2 の 3 第 1 項、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）第 2 条第 2 項及び第 4 項並びにポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成 13 年政令第 215 号)第 2 条第 2 項及び第 4 条第 2 項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令が施行されました。

・環境省告示第 35 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 12 条の 2 第 5 項第 1 号イ及びロ並びに第 12 条の 7 第 5 項第 1 号の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 2 第 5 項第 1 号イ及びロ並びに第 12 条の 7 第 5 項第 1 号に規定する環境大臣が定める産業廃棄物が定められ、適用されました。

・環境省告示第 36 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 12 条の 12 の 14 並びにポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成 13 年環境省令第 23 号）第 4 条第 2 項及び第 7 条第 2 項の規定に基づき、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成 18 年 7 月環境省告示第 98 号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第 4 条第 2 項及び第 7 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 28 年 7 月環境省告示第 75 号）の一部が改正され、適用されました。

上記のほか、変更されたもの

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画
- ・低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドライン — 焼却処理編 —
- ・低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン

参考：

環境省ホームページ_報道発表資料 <http://www.env.go.jp/press/107555.html>

環境省ホームページ_PCB 廃棄物処理 <https://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>

通知

環循規発第 1910112 号

環循施発第 1910111 号

令和元年 10 月 11 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について (通知)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「PCB 廃棄物」という。)の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

PCB 廃棄物については、主に廃重電機器等を中心に処理が進められてきたところであり、その廃重電機器等の PCB 廃棄物の該当性については、これまで「重電機器等からの微量の PCB が検出された事案について」(環廃産発第 040217005 号)において通知した考え方に沿って、判断されてきたところである。

そうした中、昨今では塗膜くずを中心として廃油以外の多様な低濃度 PCB 汚染物の処理が進められてきており、PCB 汚染物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条の 4 第 5 号口に定めるポリ塩化ビフェニル汚染物という。)の該当性の判断基準について一部不明確であったことから、自治体の判断が分かれていることなどが、PCB 廃棄物の適正な処理の推進において支障となってきた。

こうした背景を踏まえ、環境省では、「平成 30 年度低濃度 PCB 廃棄物の適正処理推進に関する検討会」及び「第 26 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」において、これまで通知によって判断基準が明確化されてきた廃重電機器中に使用された絶縁油以外の PCB 汚染物等(PCB 汚染物並びに PCB に汚染された廃油、廃酸、廃アルカリ及びその他の物質)の PCB 廃棄物の該当性の判断基準について検討を行い、基本的な考え方を取りまとめ、本年 3 月 28 日付通知「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」(環循規発第 1903283 号・環循施発第 1903281 号)においてお示したところである。

同通知においては、分析方法について、「分析方法については、別表に提示したものとする。ただし、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法(第 3 版)」(平成 29 年 4 月環境省)で示す方法については現時点では準用するものとし、一部、検出下限値の設定等について環境省で検討し、今後通知する。」としていたところであり、今般、技術的検討の結果、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法(第 4 版)」を取りまとめるに至ったため、同通知を廃止するとともに、改めて下記のとおり通知する。

ー以下、略ー

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/recycle/recycle/1910111.pdf>